

令和7年第1回定例会会議録（第8号）

令和7年3月25日

○出席議員（25名）

1番 塩手悠太
3番 中村 悟
5番 谷口和美
7番 小野佳子
9番 美馬恭子
11番 安部一郎
13番 森 大輔
15番 森山義治
17番 加藤信康
19番 松川章三
21番 黒木愛一郎
23番 野口哲男
25番 泉 武弘

2番 石田 強
4番 森 裕二
6番 重松康宏
8番 日名子敦子
10番 阿部真一
12番 小野正明
14番 三重忠昭
16番 穴井宏二
18番 吉富英三郎
20番 市原隆生
22番 松川峰生
24番 山本一成

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	長野 恭紘	副 市 長	阿部 万寿夫
副 市 長	岩田 弘	教 育 長	寺岡 悌二
競輪事業管理者	上田 亨	総 務 部 長	竹元 徹
企画戦略部長	安部 政信	観光・産業部長	日置 伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺 裕	こども部長	宇都宮 尚代
いきいき健幸部長	和田 健二	建 設 部 長	山内 佳久
市長公室長	山内 弘美	防 災 局 長	大野 高之
教 育 部 長	矢野 義知	消 防 長	浜崎 仁孝
上下水道局長	松屋 益治郎	財 政 課 長	河野 文彦

○議会事務局出席者

局	長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長		松 本 万紀子	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主	査	松 尾 麻 里	主	査 村 田 和 寛
主	任	定 宗 隆一郎	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第8号）

令和7年3月25日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する予算決算特別委員会委員長報告、討論、表決
- 第 2 継続審査の件
- 第 3 議第39号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を
求めることについて
- 第 4 議第40号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
議第41号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
議第42号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第 5 議第43号 別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 6 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 第 7 議員提出議案第2号若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書
- 第 8 議員派遣の件
- 第 9 議会運営委員会委員の選任

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第9（議事日程に同じ）

日程追加 副議長辞職の件
副議長選挙
議長辞職の件
議長選挙

午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤信康） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 8 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する予算決算特別委員会の審査の経過及び結果について、委員長から報告を願います。

（予算決算特別委員会委員長・市原隆生登壇）

○予算決算特別委員会委員長（市原隆生） 予算決算特別委員会は、去る 3 月 5 日の本会議において付託を受けました議第 7 号令和 7 年度別府市一般会計予算など予算議案 9 件、及び議第 18 号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についてなど、条例議案 9 件の計 18 議案について、3 月 11 日から 13 日の 3 日間にわたり委員会を開会し、会派代表者質疑及び個人質疑において慎重な審査を行いましたので、当委員会での意見と、審査結果について御報告をいたします。

令和 7 年度の一般会計当初予算については、図書館等一体的整備事業及び災害復旧事業などの増加により、対前年対比 43 億 7,000 万円、7.1%の増加となっております。また、特別会計では、国民健康保険事業、後期高齢者医療などの増額により、対前年度比で 1 億 6,800 万円、0.6%の増加となり、一般会計、特別会計の総合計は前年対比 45 億 3,800 万円、5.0%の増加となっております。

初めに、議第 7 号令和 7 年度別府市一般会計予算についてであります。

まず、歳入予算において、主要な自主財源である市税については、個人市民税定額減税の影響の縮小に伴う個人市民税の増加及び家屋の新增築等による固定資産税の増加などにより、全体で対前年度比約 11 億 7,000 万円、8.0%の増収であるとの説明がありました。さらなる市税の増収に向け、税の公平性を鑑みる上で、滞納繰越分の徴収の強化及び宿泊税、空き家税などに代表される法定外税の導入について要望いたします。

国庫支出金は、図書館等一体的整備事業及び児童手当支給などによる増加もあり、対前年度比約 14 億 5,000 万円、10.4%の増加、市債の発行は、対前年対比約 12 億 3,000 万円、26.1%の増加であるとの説明がありましたが、図書館等一体的整備事業、市民ホール整備事業及び地方道路整備事業などに係るものであり、歳入予算全体としては評価いたしました。

続いて、歳出予算において、民生費は総額の 46.1%と大きく占めておりますが、これは市民に優しいまちづくりのために児童手当支給事業、介護保険施設等整備費補助金及び障がい者自立支援給付費などに係わる支出が増加することによるものであると理解しております。

また、商工費関係では、旧浜脇中学校跡地利活用事業及び商店街活性化事業などの増加により、対前年度比約 2 億 9,000 万円、観光費では市民ホール整備事業、所有者から寄附をいただいた旧平尾邸整備事業及び温泉維持補修事業などの増加により、約 6 億 5,000 万円それぞれ増加しております。本市の基幹産業である第三次産業を持続的に発展するための、将来にわたる投資と理解いたしました。

教育費では、図書館等一体的整備事業及び幼稚園施設整備事業により、対前年度比約 4 億 8,000 万円、5.8%の増加となっており、こどもまんなか社会の実現に向けた取組と理解いたしました。

なお、令和 7 年度は、令和 6 年 8 月に発生した台風 10 号の被害に対する復旧への早急な取組のために、災害復旧費として、対前年対比 9 万 3,070%増の約 7 億 4,000 万円が計上されております。近年の物価高騰及び人材不足などにより、土木建設業界を取り巻く環境は厳しいものと認識しておりますが、予算執行においては、災害復旧という特殊性を鑑み、市内事業者の積極的な参画と確保を行うことで、一日も早く円滑に復旧事業を完了す

るよう要望いたします。

歳出における個別事業についてであります。自治体情報システムの標準化・共通化に要する経費について、令和7年度に介護保険、後期高齢者医療、生活保護、国民健康保険及び戸籍の各システムを標準化する予定であるとの説明を受け、サイバー攻撃からのセキュリティ対策を含め、安定した稼働を目指してシステム開発に取り組むことを要望いたしました。

このほか、歳出については、各委員が延べ109件の事業について個人質疑を行いました。次に、基金等についてであります。

市の財政状況と、令和7年度以降の見通しを考えたとき、令和5年度普通会計決算では実質的収支比率は3.0%、公債費比率は6.8%、公債費負担比率も9.7%と、いずれも適正な範囲に収まっていますが、実質単年度収支は6億円のマイナスであり、経常収支比率も97.1%で、対前年度比1%の上昇となっております。

財政調整用基金の残高は、物価高騰対策などの緊急的な事案に対応したものでありますが、7億円の減少となっております。観光振興に代表される産業振興や人口減少、公共施設の老朽化及び物価高騰対策等の課題への対応が求められる中で、今後も財政需要は増加するものと推測されます。財政の健全化と将来への必要な投資が重要ではありますが、財政調整用基金をはじめとして、各種基金の計画的な運用も視野に入れておく必要があります。本市の財政状況を考えれば、引き続き市税収入等自主財源の確保に努めていただき、国県支出金などの特定財源を最大限に活用した事業を基本とし、市民ニーズを的確に把握した上で、持続可能な財政運営を行うことを強く要望いたします。

そのほか、議第13号令和7年度別府市水道事業会計予算及び議第14号令和7年度別府市公共下水道事業会計予算では、それぞれの主要な建設改良費事業及びその効果について、議第27号別府市ものづくり支援等複合施設の設置及び管理に関する条例の制定については、施設の使用の仕方或使用料の徴収の考え方などに対する質疑がありました。

以上、18件の議案に対し、委員の様々な意見、要望があった次第であります。

採決におきましては、議第7号令和7年度別府市一般会計予算、議第8号令和7年度別府市国民健康保険事業特別会計予算、議第11号令和7年度別府市介護保険事業特別会計予算及び議第12号令和7年度別府市後期高齢者医療特別会計予算の4件については、一部の委員から反対する旨の意思表示がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議第9号及び議第10号、議第13号から議第15号までの5件の予算議案、議第18号から議第21号、議第23号、議第27号及び議第29号から議第31号の9件の条例議案を合わせた14議案につきましては、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、全ての予算は市民の幸福の実現のために計上されていると理解をしておりますが、国の制度や法律に基づくもの、市の独自の政策に基づくもの、市民の要望に基づくものなど、予算編成に至る経緯は様々であると考えております。特に、新湯治・ウェルネスの推進に代表される事業の経費は、将来を見据え、持続可能な産業の維持発展のために、本市が独自の戦略として投資する重要な経費と認識しております。よって、令和7年度の当初予算の編成については、市民にもその経緯と効果が分かるよう引き続き丁寧な説明に努めることを要望いたします。

以上で、当委員会に付託を受けました議案18件に対する意見と審査結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、委員長長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(9 番・美馬恭子登壇)

- 9 番（美馬恭子） 日本共産党の美馬恭子です。私は議第 7 号令和 7 年度一般会計予算、議第 8 号令和 7 年度別府市国民健康保険事業特別会計予算、議第 11 号令和 7 年度別府市介護保険事業特別会計予算、議第 12 号令和 7 年度別府市後期高齢者医療特別会計予算の 4 議案に対して反対いたします。

まず、議第 7 号令和 7 年度別府市一般会計予算に関しては、人権同和対策に要する経費に反対いたします。

人件費等を含めて 953 万円の予算が立てられています。ここ数年変わることなく、予算が立てられている項目です。同和問題は 1969 年の同和対策事業特別措置法以来、2002 年までの間に実施された同和対策事業によって、地域内外の環境格差は解消され、同和地区内外の混在・混住も進み、旧身分にこだわらない意識の変化などで、基本的解消に至りました。2002 年には特別措置法が終了し、政府審議会は、これ以上の同和特別対策の継続、部落解放同盟による差別糾弾などの行き過ぎた行動、解放同盟の言いなりで主体性を放棄した行政の在り方こそが、差別解消の新しい阻害因子と認めています。

しかし、部落差別の解消の推進に関する法律が、第 192 回臨時国会で議員立法により成立しました。同法は現在もなお部落差別が存在するとして、国や自治体に相談体制、教育啓発、実態調査の実施を求めています。行政の政策は、全ての国民市民に対して公正に適用するのが原則であり、人権問題の解消、教育啓発活動などは、日本国憲法に基づき、一般政策として広く公平に行うべきです。

よって、不公正を助長する同和予算は認められません。

そして次に、新湯治・ウェルネス推進に要する経費に関してです。研究・実施拠点施設基本計画策定業務委託料 1,842 万 1,000 円に反対いたします。

新湯治・ウェルネス事業に基づく拠点施設の詳しい中身については、計画が策定されてからとのことでした。大まかな構想と場所の設定のみが明らかにされているだけで、具体的なことが見えてきません。別府市の温泉を有効に活用するための発信拠点であり、通常の温泉施設ではない、様々な情報を集約し、データ化して利用していくための拠点施設であると説明されていますが、どうして扇山の麓に 4 ヘクタール、ほぼ甲子園球場と同じ広さの土地を開発し、新たな施設をつくる必要があるのか分かりません。以前計画されていたブルーラグーン構想とどうしても重なります。今後計画が策定されれば動き始め、より大きな予算が計上されていくことでしょう。これはあまりにも拙速過ぎると思います。

次に、議第 8 号令和 7 年度別府市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、国民保険税は令和 11 年を県下統一のめどとしています。市でもその方向に向けて、保険税の収納率、滞納徴収率も改善するようにと動いています。滞納に関しては、徴収率を引き上げることが大切なのは十分理解いたします。しかし、どうして滞納が増えるのかという基本的な問題、毎回のようによい言いますが、高い国保税の応益負担、均等割、平等割が大きなおもしとなっていることは事実です。未就学児のみとなっている軽減措置は、18 歳以下にも拡大することを求めます。

また、高額医療費の助成見直しの予算が出されました。紆余曲折の後、今回は一時凍結ということになりました。しかし、今後議論が重ねられるべき大きな問題です。令和 7 年度の医療費給付費分の賦課限度額が 1 万円引き上げられ 66 万円、全体の合計額は 109 万円となります。ますます厳しい状況です。基金残高はほぼ変わらず 16 億円、別府市の納税者の状況にも鑑み、適切に活用されることを引き続き求めます。

議第 11 号令和 7 年度別府市介護保険事業特別会計予算に関しても、介護の利用負担料

は原則 1 割とはいうものの、2 割、3 割と負担が大きくなっています。所得に応じた減免制度だけでなく、市独自の利用料減免制度の創設を重ねて求めます。訪問介護事業等も厳しい現状です。訪問介護の基本報酬引下げで、介護難民が少なからず増加しているのが実情だと思います。この点も踏まえ、幅広く見ていただきたいと思います。

議第 12 号令和 7 年度別府市後期高齢者医療特別会計予算は、収入額に伴い、2 割負担、3 割負担が実施されることとなり、後期高齢者にとって医療費は大きな負担となっています。高齢者も働き続けることが当たり前のように言われる現在、しかし収入が増加することによって医療費の負担が増える、これはあまりにも理不尽ではないでしょうか。収入による負担増は再考していただきたい。

以上の理由から、議第 7 号令和 7 年度別府市一般会計予算、議第 8 号令和 7 年度別府市国民健康保険事業特別会計予算、議第 11 号令和 7 年度別府市介護保険事業特別会計予算、議第 12 号令和 7 年度別府市後期高齢者医療特別会計予算の 4 議案に対しては反対いたします。

○議長（加藤信康） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

初めに、議第 21 号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第 3 条第 1 号の規定により、出席議員数の 3 分の 2 以上の同意を必要とする特別多数議決であります。ただいまの出席議員数は 25 名であり、その 3 分の 2 は 17 名であります。なお、この特別多数議決には、私議長も表決権を行使することとされていますので、御了承願います。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康） ただいまの起立数は 25 名全員であります。所定数に達しております。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議第 7 号令和 7 年度別府市一般会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 号令和 7 年度別府市国民健康保険事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 11 号令和 7 年度別府市介護保険事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 12 号令和 7 年度別府市後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 9 号令和 7 年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算、議第 10 号令和 7 年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算、議第 13 号令和 7 年度別府市水道事業会計予算から議第 15 号令和 7 年度別府市競輪事業会計予算まで、議第 18 号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についてから議第 20 号別府市手数料条例の一部改正についてまで、議第 23 号別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第 27 号別府市ものづくり支援等複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について、及び議第 29 号別府市下水道条例の一部改正についてから、議第 31 号別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてまで、以上 13 件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

以上 13 件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上 13 件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 2 により、継続審査の件を議題といたします。

本件については、お手元に配付しております継続審査事件申出一覧のとおり、各常任委員会委員長から各委員会の所管事項のうち、地方創生の推進に関する事務事業については、会議規則第 111 条の規定に基づき、各常任委員会委員の任期中、閉会中の継続審査としたいとの申出があります。

本件については、各委員長から申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本件については各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、日程第 3 により、議第 39 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘登壇）

○市長（長野恭紘） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 39 号は、本市固定資産評価審査委員会委員として井上正文氏を選任いたしたいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものです。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、

討論を省略し、これより採決を行います。

議第 39 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 4 により、議第 40 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてから議第 42 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上 3 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘登壇）

○市長（長野恭紘） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 40 号、議第 41 号及び議第 42 号は、人権擁護委員として、神宮千鶴氏、釜堀順子氏及び田口幸代氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものです。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略しこれより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第 40 号から議第 42 号、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上 3 件は、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上 3 件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 5 により議第 43 号別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘登壇）

○市長（長野恭紘） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 43 号は、本市監査委員に市原隆生氏を選任いたしたいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第 43 号別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 6 により、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この広域連合議会議員につきましては、地方自治法第 287 条第 1 項第 5 号及び大分県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定により、本市議会の議員から 2 名を選挙により選出することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に、2 番・石田強議員、13 番・森大輔議員、以上 2 名の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました 2 名の方々を、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました方々が、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の旨を告知いたします。

次に、日程第 7 により、議員提出議案第 2 号若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書を上程議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（16 番・穴井宏二登壇）

○16 番（穴井宏二） 議員提出議案第 2 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満 25 歳以上、また参議院議員については満 30 歳以上と規定されている。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第 15 条第 1 項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である。」（最大判昭和 43 年 12 月 4 日）との見解が示されている。

我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満 18 歳になると、親の同意なしに会社を設立し、代表取締役役に就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な

刑事事件等にも関与することができるにもかかわらず、被選挙権年齢は満 25 歳以上となっている。

一方で、OECD加盟国では、下院での被選挙権年齢は満 18 歳以上が 23 か国、60.5%と最も多くなっており、日本の衆議院のように、25 歳以上というのは 5 か国、13.2%と少数派となっているのが現状である。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を 18 歳以上と統一している国も過半数を超えている。

全国町村議長会からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加しており、このまま増え続けると仮定した場合、次の統一地方選までには、全体の 3 分の 1 を超える 34.1%の議会が無投票になる可能性があるとの見解が示されている。このため、地域の代表を選出する選挙を持続するための被選挙権年齢引下げ等の対策が求められている。

よって、国及び政府においては、様々な権利が得られると同時に、相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢については満 18 歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや地方議会議員の報酬の在り方、さらには若者団体の活動継続に必要な支援の在り方等について抜本的な改革を行うことを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣 殿

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第 2 号 若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については可決されました。

次に、日程第 8 により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。各議員から申出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

休憩いたします。

午前 10 時 38 分 休憩

午前 10 時 42 分 再開

○議長（加藤信康） 再開いたします。

先ほど、副議長日名子敦子議員から私宛てに、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、この際副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。日名子敦子議員の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、日名子敦子議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、この際副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

ただいまの出席議員は、25 人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投 票 用 紙 配 布）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投 票 箱 点 検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票を願います。

なお、地方自治法第 118 条の規定では、公職選挙法第 68 条の 2 のいわゆる案分規定は準用されていないため、同姓の方がおられる場合、姓のみの記載票は無効票となりますので申し添えます。

それでは、順次投票願います。

（投 票）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議 場 開 鎖）

これより開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 6 番・重松康宏議員及び 15 番・森山義治議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

(開 票)

選挙の結果を報告いたします。投票総数 25 票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

そのうち

有効投票 25 票

無効投票 0 票

有効投票中、

11 番・安部一郎議員、25 票、

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 7 票であります。よって、11 番・安部一郎議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました安部一郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、副議長に当選の旨を口頭をもって告知いたします。

ここで新旧副議長より、それぞれ退任と就任の御挨拶をお願いいたします。

〔新旧副議長挨拶〕

(旧副議長・日名子敦子登壇)

○旧副議長（日名子敦子） 日名子敦子でございます。先ほど議長に、辞職願を提出させていただきました。

改選後から副議長を務めさせていただきましたが、あっという間の 2 年でございます。昨年は市制 100 周年ということで、海外からの友好姉妹都市、国際交流都市の皆様がお見えになりましたので、そういう方々との国際交流もできて、本当にこのタイミングで副議長の職に就いていたということは、私にとってこの人生でとても心に残る思い出になったなと思います。

また、この 2 年間あっという間ではございましたが、1 期目から本当に日々学びの場ではあったんですけども、副議長になって、今まで知らなかったことがたくさんあったということに気づきまして、さらに議会、議員という職について考えさせられました。

また、副議長ということで、市外、県外での職もございましたけれども、別府市という市が、様々な市町村議長、副議長にお会いするたびに、あ、別府って皆さん大変認知もされてるし、私もそこにいる一議員として、今後もしっかり頑張っていきたいとさらに思った次第であります。

また、この 2 年間、議員の皆様はもちろんですけども、議会事務局の職員、そして行事のたびに担当課の皆様にも大変サポート、フォローもしていただきまして、やっとやっと務められたかなと思ってます。反省もいっぱいありますし、まだまだこれからしっかりと学んでいかないといけないなということを心に刻んで、今後も頑張っていきたいと思えます。本当にありがとうございました。(拍手)

(新副議長・安部一郎登壇)

○新副議長（安部一郎） ただいま別府市議会第 85 代副議長に御選任を賜り、心から感謝申し上げます。

今後は出しゃばることなく、円滑なる議会運営と議会の活性化に努めてまいります。議員皆様方の心温かい御支援、並びに御指導御鞭撻賜りますよう心からお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（加藤信康） ここで、市長より御挨拶がありますのでお願いをいたします。

〔市長挨拶〕

○市長（長野恭紘） それでは、行政を代表して一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず、日名子敦子副議長におかれましては、1年10か月の長きにわたり、副議長として議長を支え、議会と行政の円滑な連携に御尽力をいただきましたことに心から感謝とお礼を申し上げたいというふうに思います。

100周年の先ほど話が出ましたけれども、様々な場面で御一緒させていただく機会がありました。周囲の皆さん方に対して、細やかな気配りと心配りをされている姿が大変印象的でもございました。今後とも、別府市のさらなる発展、そして飛躍のためにより一層のお力添えを賜りますように心からお願いを申し上げる次第でございます。本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

また、新たに副議長に就任されました安部一郎議員におかれましては、心よりお祝いを申し上げる次第でございます。大変御本人はストレスをこれから1年感じるかもしれません、これまで培ってこられた豊富な知識と経験を生かしていただいて、議会運営においても今後とも大いに御活躍をされることを心から期待をしております。

あわせて、市政の発展並びに住民福祉の向上にお力添えいただきますように心からお願い申し上げます。応援の御挨拶とさせていただきたいと思います。おめでとうございます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤信康） 暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時02分 再開

○副議長（安部一郎） 再開いたします。

先ほど、議長加藤信康議員から私宛てに議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安部一郎） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。加藤信康議員の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安部一郎） 御異議なしと認めます。よって、加藤信康議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安部一郎） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

ただいまの出席議員は25人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投 票 用 紙 配 布）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安部一郎） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票を願います。

なお、地方自治法第 118 条の規定では、公職選挙法第 68 条の 2 のいわゆる案分規定は準用されていないため、同姓の方がおられる場合、姓のみの記載票は無効票となりますので申し添えます。

投票をお願いします。

（投票）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安部一郎） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

これより開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 14 番・三重忠昭議員及び 16 番・穴井宏二議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

（開票）

選挙の結果を報告いたします。

得票総数 25 票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

そのうち

有効投票 25 票、

無効投票 0 票

有効投票中、

12 番・小野正明議員、24 票、

16 番・穴井宏二議員、1 票、

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 7 票であります。よって、12 番・小野正明議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小野正明議員が議場におられますので、本席から会議規則 32 条第 2 項の規定により、議長に当選の旨を口頭をもって告知いたします。

ここで、新旧議長より、それぞれ退任と就任の御挨拶をお願いいたします。

〔新旧議長挨拶〕

（旧議長・加藤信康登壇）

○旧議長（加藤信康） まずは本会議場の議員の方々、そして執行部の皆さんに、この 2 年間お支えをしていただきましたことに心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。おかげをもちまして、無事というのか、何とか議事整理することができたというふうに思ってます。

あわせて一昨年から市制施行 100 周年プレ行事、そしてまた昨年から今年にかけての 100 周年の記念事業、多くの事業に参加をさせていただきました。本当に私にとっては、

こんな記念する時期に議長という大役を仰せつかりましたけれども、私でよかったのかなというふうに思いますけども、私の人生にとっては本当に誇りある時期に議長になったなというふうに本当思っております。本当に感謝をいたしたいと思います。

あわせて、この２年間で一番私の思い出というか、心に残ったのは、やはり全国海づくり大会で、決して起こり得ないであろう両陛下からお声をいただいた。これは私にとって、本当に人生の誇りになったなというふうに思ってます。親族に威張って言えると、それぐらいの体験でありました。本当に感謝をいたしたいと思います。

議長就任のときに申し上げました。二元代表制である市政、その中で車の両輪の一端であります議会、24人の目があるからこそ、この大きい船が前に進み、間違いなく真つすぐ進んでいくというふうに思っております。そういう意味では、議会の役割、時には機関車であり、時にはブレーキをかける、そういう役割が果たすことができたのかなというふうに思いますけども、もうちょっと私も議員の期間がありますので、この24人の一つの目として、しっかりと別府市政を見詰めていきたいなと思います。

これからの別府市政のますますの繁栄を心から祈念をいたしまして、皆様方に感謝のお礼とさせていただきますと思います。誠にありがとうございました。(拍手)

(新議長・小野正明登壇)

- 新議長（小野 正明）小野正明でございます。このたび、大多数の議員の皆様方から、第58代議長に選任をいただきました。大変光栄に思うと同時に、その責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。御推薦、御同意をいただきましたことに対し、改めて衷心よりお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

地方自治の本旨は、議会と執行部がともに切磋琢磨して、社会福祉をはじめとした市民生活の向上に努めていくという、いわゆる二元代表制にあると考えます。したがって、別府市議会におきましても、市長としっかりとした議論を重ね、市民のための施策を実践していくことが、別府市の発展につながるものと確信をしております。そのことを念頭に置き、円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいり所存でございます。

別府市は昨年、市制100周年を迎え、新年度からは新たな100年に向かって出発する大事な1年でございます。このような節目の年に議長としての大役を務めてまいりには、議員各位の御理解と御支援を得なければ、信頼される開かれた議会を実現していくことはできません。改めて、議員各位の御協力を賜りますようお願いを申し上げて、簡単ではございますが、議長就任の御挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。よろしくをお願いします。(拍手)

- 副議長（安部一郎）市長より御挨拶がありますので、お願いいたします。

〔市長挨拶〕

- 市長（長野恭紘）行政を代表して、一言お礼とお祝いを申し上げたいというふうに思います。

まず、加藤前議長におかれましては、市議会議長として市政の発展と地域住民の福祉向上に御尽力をいただきましたことに心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。先ほどもお話がありましたように、アフターコロナの難局、そして市制100周年という記念すべきこの年を、あらゆる場面を通じて議会を代表して盛り上げていただきましたことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。今後とも変わらぬお力添えを賜りますように、お願いを申し上げたいというふうに思います。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

また、新しく議長に御就任をされます小野正明議員にも心からお祝いを申し上げたいというふうに思います。これまで培ってこられた豊富な政治経験、そして知識と人脈、こういった様々なものを生かしていただきながら、議会運営のかじ取り役として市政発展のた

めに大いに御尽力をいただけるものと期待をいたしているところでございます。

私ども執行部も議会の皆様と連携しながら、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。引き続き、御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

小野正明新議長の御健勝、御活躍、心から祈念を申し上げ、お祝いの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。おめでとうございます。(拍手)

○副議長（安部一郎） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 20 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（小野正明） 再開いたします。

新議長でありますので、何分不慣れではございますが、議員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議事を続行いたします。

最後に、日程第 9 により、議会運営委員会委員の任期満了に伴う委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、別府市議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、

5 番 谷口和美議員、

6 番 重松康宏議員、

8 番 日名子敦子議員、

14 番 三重忠昭議員、

21 番 黒木愛一郎議員、

24 番 山本一成議員、

以上 6 名の方々を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、以上 6 名の方々を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

○議長（小野正明） 再開いたします。

議会運営委員会は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その結果について委員長から御報告願います。

（議会運営委員会委員長・山本一成登壇）

○議会運営委員会委員長（山本一成） 議会運営委員会は休憩中に委員会を開催いたしましたので、その審査結果について御報告を申し上げます。

最初に正副委員長の互選を行いましたが、委員長には私、山本一成が、副委員長には黒木愛一郎議員が選任されましたのでよろしくお願いいたします。

引き続き、当議会運営委員会の今後の運営等について協議の結果、議会運営委員会の委員会活動は、地方自治法の定めにより、原則的に議会の開会中に限られることになっておりますが、議会運営委員会の所管事項の中には、次の定例会の日程調整等の事項があり、これらの事項は当然議会の閉会中に処理しなければならないものであるところから、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会議運営に関する事項及び議会関係の条例、規則、例規の改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、全員異議なく、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査に付することに決定をいたしました。

続きまして、議会運営委員会の要望事項といたしまして、次の議会より、議案質疑及び一般質問に対しての答弁は、副市長をはじめ、各部長が率先して行うようお願いいたします。

特に、議案に関しましては、その内容を一番把握している各部長が積極的に答弁を行うようによろしくをお願いいたします。

以上、先ほど開催いたしました議会運営委員会の審査結果について御報告を申し上げます。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（小野正明） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告は、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例・規則等、例規の制定、改廃に関する事項、並びに議長の諮問に関する事項については全員異議なく、議会運営委員会委員の任期中、閉会中の継続審査といたしたいとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項等については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中の継続審議とすることに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で、令和7年第1回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。

最後に、令和6年度末をもって退職を迎える職員の皆様方に対し、長年にわたり別府市政の発展に御尽力いただきましたことに対し、議会を代表して心よりお礼申し上げます。

以上で、令和7年第1回市議会定例会を閉会いたします。

午前11時36分 閉会